

長 夕 発 20 号
令和 5 年 8 月 22 日

長野労働局長
久 富 康 生 殿



(一社)長野県タクシー協会
会 長 山 谷 恭 博



異 議 申 立 書

最低賃金法第 11 条第 2 項に基づき、令和 5 年 8 月 7 日付長野労働局一般公示第 101 号による長野県最低賃金に関して、以下の通り申し立てを行います。

【申し立て概要】

今回の答申は、908 円から 948 円への実に 4.41%の急激な引き上げであり消費者物価を超える驚愕的な引上げであります。

これは、コロナ禍からの回復のままならないタクシー事業者にとって、賃金の支払能力を全く無視したものであり、当然受け入れられるものではありません。

もとより、賃金の引き上げが実現し、経済の好循環により県民生活がより豊かになることは、万人が望むものであり、タクシー業界においても強く渴望するものであります。しかし、価格への転嫁が条件である大幅な引き上げは、認可運賃営業であるタクシー事業者には自主転嫁は不可能であります。

加えまして、今はコロナ禍からの回復途上であり、企業存続、雇用の維持を最優先するときと考えています。

ついては、急激な引き上げではなく、消費者物価上昇の範囲以内での緩やかなる改定となるよう再ご審議を賜りますようお願いいたします。

【申立ての理由】

タクシー事業者は、新型コロナウイルス感染拡大により、人流が制限されたため令和元年比で最悪期は 7 割の減収月もあり、直近月(令和 5 年 6 月)においても未だ 7 割までしか利用者数が回復しておらず、依然厳しい状況となっており、通常の実業運営とは程遠い現状であります。

また、令和 3 年秋ごろからの急激な燃料価格の高騰により更に事業収支の悪化を招いています。

ご高承の通り、タクシー乗務員は、歩合給制が導入されているため労働生産性の低い時間帯については、公共交通事業者といえども費用対効果の観点より運休の判断をせざるを得ない事態が発生し、利用者利便を損なう事になり兼ねません。

また、現在令和 3 年度実績による運賃改定申請をし、認可を待っているところでありますが、今回の大幅な最低賃金の引上げが実行された場合の価格転嫁は、2 年以上先の運賃改定申請がなされた場合にのみ可能となるものであります。

貴職におかれましては、この度の最低賃金引き上げに際し、タクシー業界の実態を勘案したものとは思えず異義を申し立てます。